

「都内観光促進事業」(もっとTokyo)
【都内在住証明】・【本人確認】・【年齢確認(子供)】のための
身分証明書等一覧

※有効期限が切れているものは不可となります。

※以下の書類のうちいずれかについて、参加者全員分の確認が必要です。

※以下の書類の確認ができない場合は、助成対象となりません。

ご不明な点はお問い合わせください。

【確認書類】	注意点等
健康保険被保険者証	
後期高齢者医療被保険証	
国民健康保険高齢受給者証	※発行元が行政(自治体)のもの
運転免許証	※転居の場合は現住所記載のある裏面の確認も必要です。
運転経歴証明書	※平成24年(2012年)4月1日以降に発行されたもののみ有効
マイナンバーカード(表面)	※「裏面(マイナンバー記載面)」のコピーは違法です。 絶対にコピーしないでください(参加者から受取ることも不可)。
住民票	※旅行催行日から起算して3か月以内に発行されたもの。 ※マイナンバー(個人番号)の記載があるものは不可。
住民基本台帳カード	
介護保険被保険者証	
小児医療証	※記載されている保護者についても、在住証明として使用可能です。
障害者手帳	
その他現住所の記載がある 国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書	